



# 日本法教育研究センター コンソーシアム 年報



2022年度



2024年3月

日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局



---

I. 組織編	
1. 沿革	4 頁
2. 組織	7 頁
II. 活動編	
1. コンソーシアム活動	14 頁
2. 各センターの活動	21 頁
日本法教育研究センター・コンソーシアム規約	37 頁

---





---

# I . 組 織 編

---

---

# 1. 沿革

---

## 1. 設立の経緯

---

### (1) 法整備支援と人材育成

1990年代以降、多くの社会主義国が市場経済体制へと移行した。これら体制移行国は、公正な市場経済のための法制度、法の支配、人権、民主主義の確立を必要としている。また、経済のグローバル化に伴い、国内の法制度を国際標準に合致させる必要に迫られている。そのため、これらの国々は、諸外国・国際機関による支援を受けつつ、法整備を急速に進めている。

法整備支援によって新しい法律ができると、それを運用する人材が必要であり、同時に、いずれは自国の法を自らの手でつくりあげることができる人材を養成する必要がある。しかし、体制移行国では、時代に合った法学教育や体制の確立が遅れ、外国からの支援が求められている。

### (2) 初期の留学生教育の成果

名古屋大学大学院法学研究科は、1999年に、英語による日本法教育を開始した。文部科学省奨学金、JICA長期研修員制度、人材育成支援無償（JDS）事業などにより、実際の立法・行政活動に携わる実務家や大学教員を留学生として受け入れ、人材育成を行っている。英語による教育は、教員と体制移行国出身の学生との双方が使える言語としてやむを得ず選択したという面もあるが、修了生の多くは、現在では、行政・司法機関、大学などで中核的な役割を担い活躍している。

一方で、日本法教育を英語で実施することの困難さも次第に明らかになってきた。英語で書かれた日本法の文献に限られていること、法令が改正されてもその英語訳の入手には時間がかかることに加え、そもそも法がそれを運用する人々を含めたシステムであることを考えれば、背景にある社会、文化、言語などを理解することなしに法を理解することは困難ではないか、という理念的な問題もある。

### (3) 日本法教育研究センターの開設

そこで、名古屋大学は、日本法と日本社会を知ることのできる専門家を日本語により養成するために、2005年以降、アジア各地に「日本法教育研究センター」を開設した。各センターでは、現地各大学の協力の下、その国で法学を専攻する学生に対して、日本語による日本法教育を行っている。

また、各センターは、日本では入手が困難な各国の法制度、法運用に関する情報を現地法律家の協力を得ながら収集し、アジア法研究の現地拠点としての役割を果たすと同時に、各センターに

日本法に関する文献を所蔵し、現地専門家に対するセミナーおよび集中講義を開催し、日本法情報の発信拠点としての役割も担っている。

#### (4) 日本法の比較法的優位

日本は明治時代以降欧米法を継受するとともに、それを日本社会に適合する法として独自に発展させてきた。植民地法を土台に発展したアジア諸国法にとって、日本法の発展の経験から学ぶことは多く、またアジア的な文化要素を持っている日本法は、アジア各国にとってモデルの一つとなりうる。特に、これまで日本政府の法律起草支援により、日本法をモデルに法律がつけられた国々にとっては、日本法に精通した専門家の養成が求められている。さらに、とりわけ重要な点として、日本は比較法研究が発展しており、日本での研究活動を通じて、世界の法律に触れる機会にも恵まれている。

#### (5) コンソーシアムの設立

現在、経済のグローバル化の著しい進展により、日本の法学者・法律実務家には、これに対応する役割も果たすことが期待されている。それに伴い、日本の大学が提供する法学教育の内容や方法にも、これまでの知恵を生かしながら、大胆な改善を加えていく必要がある。また、アジア地域との経済交流が活発になる中、各国との交流をますます促進するために、各国法情報およびこれらに精通した人材が求められている。このような問題意識を踏まえ、2017年、これまで進めてきた「日本法教育研究センター」事業を「オールジャパン」の事業と位置づけるため、「コンソーシアム」を設立した。今後は、センターでの日本法・日本の法学をキーワードとした交流の経験・実績・ネットワークをオープン・リソースとし、日本の大学・研究者・実務家・企業とともに、事業を推進する。

## 2. 関連年表

---

- 1948年 名古屋大学法経学部設立（後に法学部と経済学部に分離）。
- 1991年 ベトナム・ラオス・カンボジア・モンゴルを対象に、アジア・太平洋地域法政研究教育事業（APプロジェクト）基金設立。
- 1995年  名古屋大学とガジャマダ大学とが全学協定締結。
- 1998年  名古屋大学法学部とカンボジア王立法経大学とが部局間協定締結。
- 1999年  名古屋大学法学部とハノイ法科大学とが部局間協定締結。  
 名古屋大学法学部とホーチミン市法科大学とが部局間協定締結。
- 2000年  名古屋大学法学部とモンゴル国立大学法学部とが部局間協定締結。  
 名古屋大学法学部とタシケント国立法科大学とが部局間協定締結。
- 2001年  名古屋大学とラオス国立大学とが全学協定締結。
- 2005年  最初の日本法教育研究センターとしてウズベキスタン・日本法教育研究センター開設。
- 2006年  名古屋大学とタシケント国立法科大学とが全学協定締結。  
 名古屋大学とモンゴル国立大学とが全学協定締結。  
 モンゴル・日本法教育研究センター開設。
- 2007年  ベトナム（ハノイ）・日本法教育研究センター開設。
- 2008年  カンボジア・日本法教育研究センター開設。
- 2012年  ベトナム（ホーチミン）・日本法教育研究センター開設。
- 2013年  名古屋大学とカンボジア王立法経大学とが全学協定締結。  
 名古屋大学とヤンゴン大学とが全学協定締結。  
 ミャンマー・日本法律研究センター開設。
- 2014年  インドネシア・日本法教育研究センター開設。  
 ラオス・日本法教育研究センター開設。
- 2016年 名古屋大学基金特定基金「アジア法律家育成支援事業」開始。
- 2017年 <日本法教育研究センター・コンソーシアム>設立。

---

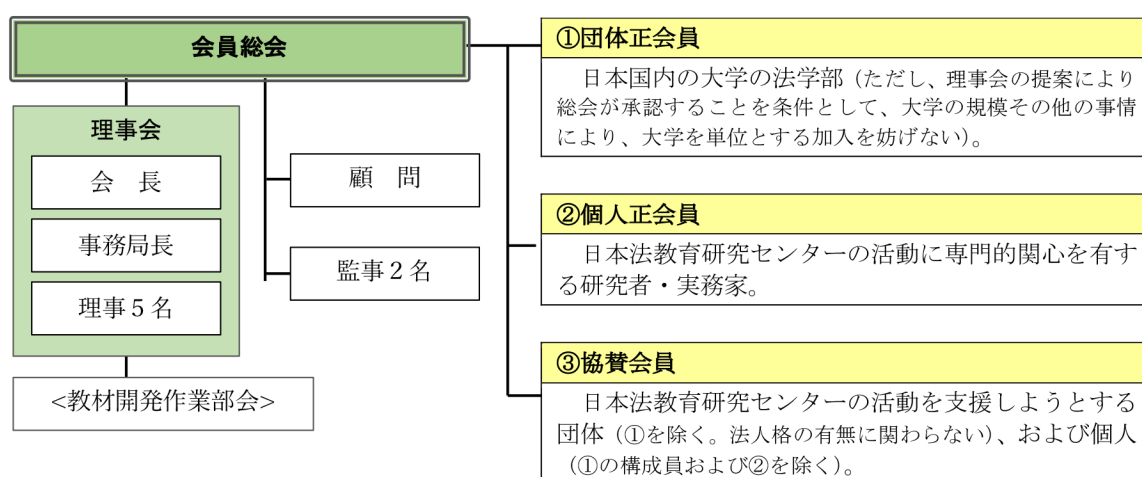
## 2. 組織

---

### 1. コンソーシアム

---

#### (2) 運営組織図



#### (2) 顧問・役員・作業部会委員

(2022年度)

(2022年6月13日総会決定)

- 顧問 森 篤 昭夫 (名古屋大学名誉教授/弁護士)
- 会長 鮎 京 正訓 (愛知県公立大学法人理事長)
- 事務局長 小畑 郁 (名古屋大学大学院法学研究科教授)
- 理事 金子 由芳 (神戸大学大学院国際協力研究科教授)  
増田 知子 (名古屋大学大学院法学研究科長)  
屋敷 二郎 (一橋大学大学院法学研究科長)  
瀧口 剛 (大阪大学法学部長)  
矢野 昌浩 (名古屋大学大学院法学研究科)  
松尾 弘 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
- 監事 須網 隆夫 (早稲田大学法学学術院教授)  
熊野 直樹 (九州大学大学院法学研究院長)

○オブザーバー団体 (2022 年度)

法務省法務総合研究所国際協力部	(2018 年 2 月 13 日承認)
日本弁護士連合会	(2018 年 6 月 4 日承認)
独立行政法人国際協力機構	(2018 年 7 月 10 日承認)
公益財団法人国際民商事法センター	(2018 年 8 月 8 日承認)

○教材開発作業部会 (2018 年 2 月 13 日設置)

<b>委員長</b>	村上正子 (名古屋大学大学院法学研究科教授)
<b>委員</b>	上地一郎 (松陰大学経営文化部教授)
	小川祐之 (常葉大学法学部准教授)
	傘谷祐之 (名古屋大学大学院法学研究科特任講師)
	國分典子 (法政大学法学部教授)
	杉田昌平 (弁護士法人 Global HR Strategy 代表弁護士)
	中村真咲 (名古屋経済大学経営学部教授)

(2) 会員

(2022 年度)

《団体正会員》 18 団体

名古屋大学大学院法学研究科	朝日大学法学部
名古屋大学法政国際教育協力研究センター	立命館大学法学部
神戸大学大学院国際協力研究科	名古屋経済大学
九州大学大学院法学研究院	広島大学大学院法務研究科
大阪大学法学部	金沢大学人間社会学域法学類
早稲田大学法学学術院	西南学院大学法学部
慶應義塾大学大学院法務研究科	北海道大学大学院法学研究科
一橋大学大学院法学研究科	同志社大学大学院司法研究科
関西大学法学部	関西大学政策創造学部・大学院ガバナンス研究科

※申込受付順

《個人正会員》

38名

《団体協賛会員》 23 団体

株式会社 TKC

矢橋ホールディングス株式会社

ヤバシインターナショナル株式会社

矢橋林業株式会社

矢橋工業株式会社

三星砒業株式会社

TMI 総合法律事務所

大江橋法律事務所

株式会社有斐閣

信山社出版株式会社

株式会社判例時報社

株式会社日本評論社

株式会社名南精密製作所

株式会社千年社

株式会社十六銀行

株式会社十六総合研究所

ブラザー工業株式会社

TSUCHIYA 株式会社

株式会社大垣共立銀行

特定非営利活動法人アジア・環太平洋地域法律

研究所

税理士法人 成和

株式会社サーテックカリヤ

加山興業株式会社

※申込受付順

《個人協賛会員》

7名



## 2. 各国センターの概要

### ウズベキスタン（タシケント）



設立先大学：タシケント国立法科大学  
設立年月日：2005年9月7日  
教員数（2023年3月末現在）：日本語講師**5**人（うち日本人**1**人、現地人**4**人）、日本法講師**1**人（うち日本人**1**人）  
学生数（同上）：1年生**22**人、2年生**19**人、3年生**14**人、4年生**7**人

### モンゴル（ウランバートル）



設立先大学：モンゴル国立大学法学部  
設立年月日：2006年9月7日  
教員数（2023年3月末現在）：日本語講師**6**人（うち日本人**5**人、現地人**1**人）、日本法講師**4**人（うち日本人**1**人、現地人**3**人）  
学生数（同上）：1年生**5**人、2年生**11**人、3年生**10**人、4年生**8**人、5年生**8**人

### ベトナム（ハノイ）



設立先大学：ハノイ法科大学  
設立年月日：2007年9月7日  
教員数（2023年3月末現在）：日本語講師**6**人（うち日本人**2**人、現地人**4**人）、日本法講師**4**人（うち日本人**2**人、現地人**2**人）  
学生数（同上）：1年生**19**人、2年生**11**人、3年生**10**人、4年生**11**人

### カンボジア（プノンペン）



設立先大学：王立法経大学  
設立年月日：2008年9月5日  
教員数（2023年3月末現在）：日本語講師**4**人（うち日本人**3**人、現地人**1**人）、日本法講師**2**人（うち現地人**2**人）  
学生数（同上）：1年生**34**人、2年生**4**人、4年生**2**人

日本法教育・研究センターは、アジアの7カ国8カ所にセンターを設置している。いくつかのセンターでは、現地の大学に所属する学部学生が日本語で日本法を学んでいる。また、各センターは、それぞれの国のアジア法研究の拠点として機能することもめざしている。

### ベトナム（ホーチミン）



設立先大学：ホーチミン市法科大学  
設立年月日：2012年1月7日  
教員数： ——  
学生数： ——（教育機能は持たない）

### ミャンマー（ヤンゴン）



設立先大学：ヤンゴン大学  
設立年月日：2013年6月29日  
教職員数：(2023年3月末現在)：2人（うち現地人2人）  
学生数： ——（教育機能は持たない）

### インドネシア（ジョグジャカルタ）



設立先大学：ガジャマダ大学  
設立年月日：2014年1月12日  
教員数： ——  
学生数： ——（教育機能は持たない）

### ラオス（ヴィエンチャン）



設立先大学：ラオス国立大学  
設立年月日：2014年2月28日  
教員数： ——  
学生数： ——（教育機能は持たない）

※各センターの教員数には非常勤スタッフを含む。



---

---

## II. 活動編

---

---

---

---

# 1. コンソーシアム活動

---

---

## 1. 活動計画

---

(2022年6月13日総会決定)

### (1) 修了生の留学生としての受入

- 加盟大学に関する募集要項等の情報集約（各センターに各大学コーナー設置）
- 短期セミナー開催時に、名古屋大学で加盟大学による留学説明会の実施
- 大使館推薦国費留学生受入に対する情報の交換
  - ⇒ 各大学募集要項等入試情報を各センターに共有
  - ⇒ 留学生教育に関する情報交流
  - ⇒ 留学生受入メーリングリスト募集
  - ⇒ オンライン留学説明会（各大学で具体的な募集等があれば随時開催）
  - ⇒ オンライン学生成果発表会開催（随時開催案内）
  - ⇒ 名古屋大学大学院在籍学生による研究報告会・スモールトーク
  - ⇒ 3年生長期受入（2022年9月～2023年9月）コンソーシアム会員との交流企画

### (2) 留学生向け日本法教育手法の開発

- とくにアジアの体制移行国から受け入れる留学生のための日本法教育手法の開発・共有
- 現地スクーリングの実施のためのコーディネート
- 「教材部会」の設置
  - ⇒ 短期セミナー（於：名古屋大学）講師募集、日本人学生との交流募集など
  - ⇒ 「教材作成作業部会」による日本法教育研究センター教科書作成

### (3) センターを利用したアジア各国法研究

- センター及び名古屋大学のネットワークを活用したアジア各国法研究のコーディネート
- アジア各国法研究に関する研究会・ワークショップ・国際会議開催支援、出版支援
  - ⇒ アジア各大学との共同シンポジウム・ワークショップ開催（オンラインの活用）
  - ⇒ アジア各大学からの研究者派遣依頼への対応

### (4) 次世代の法整備支援・「司法外交」を担う人材育成

- 法整備支援サマースクールの関係各団体と共同しての開催
- CALE・日本法教育研究センターでのインターン受入

- ⇒ 連携企画・アジアのための国際協力 in 法分野 2022「法整備支援へのいざない」（法務省主催、5月28日開催）、「法整備支援シンポジウム」（慶応義塾大学主催、9月開催未定）への参加呼びかけ
- ⇒ サマースクール「アジアの法と社会 2022」（8月8～9日）
- ⇒ 法科大学院修了生向け日本法講師体験（オンライン実施）
- ⇒ 名古屋大学学生短期派遣
- ⇒ 各大学の海外学生派遣への相互参加・企画支援

#### (5) 法整備支援・「司法外交」研究

- 法整備支援・「司法外交」の理念、対象国、対象分野、実施過程、評価などを学問的に議論
- 日本政府が実施する法整備支援方針・「司法外交」についての議論
  - ⇒ CJL コンソーシアムレクチャーシリーズ「日本の法整備支援の今」

#### (6) 留学生との情報交流・ネットワーク拡大

- センター修了生・名古屋大学留学生との情報交流・ネットワーク拡大
- 修了生の各企業への人材紹介
  - ⇒ 特任講師・元留学生による各国事情報告会
  - ⇒ アジア各地視察
  - ⇒ 企業へのインターンシップ派遣

#### (7) その他

- コンソーシアム年報（仮）の刊行
- 協賛会員加入促進
  - ⇒ コンソーシアム年報刊行
  - ⇒ コンソーシアムニュースレター配信
  - ⇒ コンソーシアム会員ニーズ調査（オンラインの活用）
  - ⇒ 学生配布用・4年次教科書（野村豊弘『民事法入門〔第8版〕』（有斐閣、2019年）購入

## 2022 年度の活動

---

### ■ 2022 年度理事会

日時：2022 年 6 月 2 日（木）10：00～11：30

会場：Zoom によるオンライン開催

---

2022 年度総会に提案する事項につき、役員で協議した。

### ■ 2022 年度総会

日時：2022 年 6 月 13 日（月）16：00～17：30

会場：Zoom によるオンライン開催

---

審議事項：

(1) 会員の承認 (2) 2021 年度決算 (3) 2022 年度活動計画 (4) 2022 年度予算 (5) 役員選出

(6) その他

報告事項：

(1) 2021 年度活動報告 (2) その他

---

### ■ 連携企画・アジアのための国際協力 in 法分野サマースクール「アジアの法と社会 2022—アジア諸国の法学教育の現状と課題」

日時：2022 年 8 月 8 日（月）、9 日（火）

会場：Zoom によるオンライン開催

主催：名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター(CALE)、日本法教育研究センター・コンソーシアム

共催：公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、

後援：独立行政法人国際協力機構（JICA）、愛知県弁護士会、公益財団法人アジア刑政財団

---

8 月 8 日（1 日目）：

#### 第一部

14：00～14：15 開会挨拶・趣旨説明 村上正子（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長／名古屋大学大学院法学研究科教授）

14：15～15：00 講義①「日本の法学教育」松尾陽（名古屋大学大学院法学研究科教授／名古屋大学日本法教育研究センター長）

15：00～15：45 講義②「社会主義国の法学教育：ソ連の場合」佐藤史人（名古屋大学大学院法学研究科教授）

15：45～16：00 総括

8 月 20 日（2 日目）：

---



---

## 第二部

10：00～10：15 趣旨説明

10：15～10：35 講義③「ウズベキスタンの法学教育の現状と課題」ハキモフ・アハドジョン（タシケン  
ト国立法科大学国際法・比較法学部上級講師、名古屋大学大学院法学研究科博士後  
期課程）

10：35～10：55 講義④「モンゴルの法学教育の現状と課題」ガンホヤグ・ダワーニャム（モンゴル国立  
大学法学部上級講師、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了）

10：55～11：15 講義⑤「カンボジアの法学教育の現状と課題」ジア・シュウマイ（王立法律経済大学・  
国立経営大学非常勤講師、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了）

11：15～12：00 質疑応答・総括

12：45～13：00 総括・今後の法整備支援連携企画のお知らせ

## 第三部

テーマ：「学生たちの目から見た法学教育の現状と課題」

14：00～14：15 趣旨説明

14：15～15：15 名古屋大学日本法教育研究センター学生・修了生による発表

15：25～16：25 グループ交流

16：25～16：40 総括

---

### ■ 夏季セミナー（オンライン）

日付：2022年8月6日（土）～7日（日）

会場：Zoomによるオンライン開催

---

#### ● 講義

- (a) 刑事訴訟法（南山大学・岡田悦典教授）
- (b) 労働法（名古屋大学・和田肇名誉教授）団体正会員

#### ● 学年論文発表会

- ホームビジット（協力：一宮国際交流課、名古屋大学附属中学校・高等学校）
- キャンパスツアー
- センター長賞授与

---

### ■ 名古屋大学への3年生長期受入れ

期間：2022年9月～2023年8月

アブドゥラヒモフ・ショフジャホン、バドリッディノフ・ボブルホン（ウズベキスタン）

スフトウム・オソルジャマー、バトブヤン・ウーリーントヤ（モンゴル）

レ・マイン・フン、フォン・ティ・リン（ベトナム）

サルット・リザー、ルム・シーシーメイメイ（カンボジア）

---

## ■ 法科大学院修了生オンライン日本法講師体験

高木隆文（一橋大学修了生）（ウズベキスタン・モンゴル派遣、2022年9月30日～10月11日）

藤井翠（一橋大学修了生）（ウズベキスタン・モンゴル派遣、2022年9月30日～10月11日）

## ■ 短期セミナー

日付：2023年2月9日（木）～22日（木）

- 講義
  - (a) 刑事訴訟法（名古屋大学・宮木康博教授）団体正会員（ゼミ生との交流含む）
  - (b) 民法（金沢大学・石尾智久准教授）団体正会員
  - (c) 民事訴訟法（名古屋大学・村上正子教授）団体正会員
- 見学訪問
  - (a) 名古屋地方裁判所（施設見学、裁判傍聴）
  - (b) 名古屋刑務所（施設見学）
  - (c) TMI 総合法律事務所 名古屋オフィス（多様化が進む弁護士の仕事講義、交流会）団体協賛会員
  - (d) 十六銀行（銀行におけるコンプライアンス講義・討論）団体協賛会員
- 日本人学生とのディスカッション（財産権の保障）
- 学年論文中間発表会
- 日本人学生との視察
- 名古屋大学附属中学・高等学校での授業参加・口頭発表（英語）
- ホームステイ（受入先：一宮市国際交流協会、かにえ国際交流友の会、幸田町国際交流協会、大府市国際交流協会）
- 文化発表会



### 3. 2022 年度決算

#### I. 収入の部

項目	予算	決算	差額	備考
<b>1. 年会費</b>	<b>2,101,000</b>	<b>2,042,000</b>	<b>△ 59,000</b>	
団体正会員	540,000	510,000	△ 30,000	18団体(17口)
個人正会員	190,000	165,000	△ 25,000	33名
団体協賛会員	1,350,000	1,350,000	0	23団体45口
個人協賛会員	21,000	17,000	△ 4,000	4名17口
<b>2. 寄付</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>3. セミナー参加費</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>4. 利子</b>	<b>0</b>	<b>26</b>	<b>26</b>	
<b>収入合計 (A)</b>	<b>2,101,000</b>	<b>2,042,026</b>	<b>△ 58,974</b>	
繰越金	2,282,516	2,282,516	0	
<b>収入合計[(A)+繰越] (B)</b>	<b>4,383,516</b>	<b>4,324,542</b>	<b>△ 58,974</b>	

#### II. 支出の部

項目	予算	決算	差額	備考
<b>1. 修了生の留学生としての受入</b>	<b>600,000</b>	<b>585,220</b>	<b>△ 14,780</b>	
・旅費(長期受入れプログラム)	600,000	585,220	△ 14,780	
<b>2. 留学生向け日本法教育手法の開発</b>	<b>846,000</b>	<b>0</b>	<b>△ 846,000</b>	
・旅費(教材部会出席)	96,000	0	△ 96,000	オンラインにて実施
・旅費(スクーリング講師派遣)	750,000	0	△ 750,000	
<b>3. センターを活用したアジア各国法研究</b>	<b>552,000</b>	<b>207,400</b>	<b>△ 344,600</b>	
・現地拠点対応コーディネーター費用	552,000	207,400	△ 344,600	
<b>4. 次世代の法整備支援を担う人材育成</b>	<b>36,450</b>	<b>24,000</b>	<b>△ 12,450</b>	
・謝金(サマースクール)	36,450	24,000	△ 12,450	
<b>5. 法整備支援・「司法外交」研究</b>	<b>72,000</b>	<b>0</b>	<b>△ 72,000</b>	
・謝金(レクチャーシリーズ講演)	72,000	0	△ 72,000	オンラインにて実施
<b>6. 留学生との情報交流・ネットワーク拡大</b>	<b>60,000</b>	<b>0</b>	<b>△ 60,000</b>	
・各国事情報告会通訳費	60,000	0	△ 60,000	
<b>7. 事務局経費</b>	<b>1,393,600</b>	<b>1,130,993</b>	<b>△ 262,607</b>	
・事務処理経費(4-3月)	873,600	873,600	0	
・年報印刷費(テープおこし含)	320,000	232,000	△ 88,000	
・雑費(消耗品、郵送代、印刷費等)	200,000	25,393	△ 174,607	郵送代、振込手数料
<b>8. その他</b>	<b>489,300</b>	<b>48,114</b>	<b>△ 441,186</b>	
・旅費(コンソーシアム協力会員協力依頼)	120,000	0	△ 120,000	
・3年生への教科書配付(野村豊弘「民法入門・第8版」)	69,300	48,114	△ 21,186	
・予備費	300,000	0	△ 300,000	
<b>支出合計 (C)</b>	<b>4,049,350</b>	<b>1,995,727</b>	<b>△ 2,053,623</b>	
<b>収支差額 (A)-(C)</b>	<b>△ 1,948,350</b>	<b>46,299</b>	<b>1,994,649</b>	
<b>収支差額(次年度繰越金) (B)-(C)</b>	<b>334,166</b>	<b>2,328,815</b>	<b>1,994,649</b>	



## 2. 各センターの活動

### 1. 教育カリキュラム

海外に展開する各センターのうち、教育機能をもつセンターでは、次の教育活動を行っている。

#### (1) ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。



#### (2) 学期

各センターでは、8-9月頃から1-2月頃までが前期、2-3月頃から6-7月頃までが後期である。

#### (3) 各年次の教育内容

##### <入学～1年次>

まず、現地の大学に在籍する学生の中から、優秀な学生約20-40名を選抜する。選抜された学生

たちに対して、現地に派遣された日本人講師や現地採用の日本語講師が、4年間（モンゴルのみ現地大学のカリキュラムに合わせて5年間）の日本語教育を実施する。合わせて、大学院進学後の研究活動に備え、論理的思考、論文執筆等のアカデミックスキルの養成も行う。

## <2年次>

(前期)

### ●日本事情

日本の国土、気候、人口、労働、家族、教育などの日本事情について学ぶ。

(後期)

### ●名古屋大学作成教材『日本史・公民』

**日本史**：日本法を学ぶために、日本が諸外国からの影響を受け、どのように国家の制度を整備していったかの流れを、古代、古代の終わり、中世(1)鎌倉時代、中世(2)室町時代・戦国時代、近世・江戸時代、近代(1)明治、近代(2)大正・昭和の7つのセクションに分けて学ぶ。

**公民**：日本法を学ぶための基礎知識として、民主政治の基本原則(1)(2)、日本国憲法(1)(2)(3)、日本の社会保障、市場経済と独占禁止法を7つのセクションに分けて学ぶ。

### ★2年生日本語到達目標★

聞く：教員や学習者に慣れた人が、標準語「です・ます」体で話す、生活や学習などの身近な話題についての会話や話ならば、要点を理解できる。

読む：事実の説明文や単純な意見文などの、単純な構造を持つ論理的な文章を読んで理解できる。

話す：社会的な話題について、複数の文を連ねたり修飾語句などを使って、説明したり議論したりできる。自国の社会問題についての構成のあるプレゼンテーションを、相手が聞いてわかりやすく行うことができる。

書く：社会科学に関係のある話題について、つながりのあるテキストを書くことができる。ある問題について、自分の主張、その根拠を説明する文章を書くことができる。

## <3年次>

### ●名古屋大学作成教材『日本の法システム』

ある程度現地の法制度について学んだ学生に対して、比較法の観点から日本法の位置づけと概要を学ぶために、日本の法システム全体の構造や特色、それが形成されてきた過程やその問題点などを、法の概念、憲法総論Ⅰ、権力分立、政治、司法、人権保障、比較法入門の7つのセクションに分けて学ぶ。

### ●学年論文

論理的思考を養成し、日本語でのライティング能力を向上させるために、原則として現地法に関

して日本語でまとめる「学年論文」を1年間かけて執筆する。分量は、5,000～8,000字で、現地大学で学んでいる現地法について情報を収集・整理し、自分の問題意識を明確にできるようにすることを目指す。学年論文のテーマとして選んだ法的问题の自国での重要性を社会背景、法実務、法理論の各側面から説明し、その問題に対して自分なりの提案をする。

#### ●短期研修（旧夏季セミナー、3年次修了時（8月）から学期中（2または3月）に変更）

各センターの優秀な学生上位5名程度を選抜し、日本での約2週間の研修を実施する。滞在中は、講義、法律関係機関への訪問、日本人学生との討論などに参加し、学んだことを運用する機会とする。

#### ●長期研修（約1年間の交換留学（9月～8月））

各センターの優秀な学生上位2名程度を選抜し、オンライン事前活動5ヶ月、名古屋大学での交換留学11ヶ月の約1年半にわたる長期研修を実施する。名古屋大学で法学・日本語の講義を履修し、単位を取得する。

#### ★3年生日本語到達目標★

聞く：専門分野の話題についてのやや複雑な事実の情報を理解でき、90分程度の講義の全体の流れが理解できる。

読む：自分の専門分野や関連のある主題について書かれた短編論文を読んで、十分に理解できる。ただし、事実関係・論理構造・含意が複雑なものは、正しく理解できない場合もある。

話す：法学や研究テーマに関する話題について、自分や相手の理解を確認しながら会話を進めること、および15分ほどのプレゼンテーションができる。

書く：レポートを書くときに、様々な選択肢の利点と不利な点を整理し、根拠を提示しながら、ある視点に賛成・反対の理由を上げる。

#### <4年次>

#### ●野村豊弘『民事法入門（第8版補訂版）』（2022年、有斐閣）

約6ヶ月かけて、以下の項目にしたがい、民事法入門を学ぶ（スクーリング実施時には、民事法入門の学習は終了している。）。

第1章 民事法	第2章 民法と民法典	第3章 権利と義務	
第4章 法律行為	第5章 代理	第6章 時効	第7章 契約
第8章 所有権	第9章 不法行為	第10章 事務管理・不当利得	
第11章 債務の弁済	第12章 家族	第13章 親子・扶養	
第14章 相続	第15章 団体	第16章 権利の実現	

#### ●大学院入試のための研究計画指導

大学院進学希望者に対して、研究計画執筆指導を行う。名古屋大学の大学院入試は、毎年1月か



ら2月にかけて実施される。

### ●授業「ゼミ」

現地法と日本法を比較した発表、事例演習などを各センターで実施。テーマ・実施方法は、各センターで独自に選択。

#### ★4年生日本語到達目標★

聞く：自分の専門分野での議論であれば、抽象的な話題でも具体的な話題でも、内容的にも言語的にもかなり複雑な話の要点を理解できる。

読む：専門に関するコントロールされていないテキストを、その種類にあわせて読み方を変えながら、独力でかなり読み解ける。専門に関して広範な語彙力を持っているが、連語などに関しては補助が必要な場合がある。

話す：専門分野に関しては議論ができ、母語話者に負担を感じさせずに、流暢にやりとりができる。自分の専門分野に関して、流れのよい構成のしっかりしたプレゼンテーションを、準備すれば行うことができる。

書く：複数の考えを相互に関連付け、明瞭で詳しいテキストを書くことができる。様々な情報や議論を評価した上で書くことができる。

#### (4) 教育方針

日本法教育研究センターで学習する「日本法」科目の内容については、憲法および民法の2科目とする。

ミッションポリシーで掲げる「日本法の学習を通じた母国法に対する批判的な問題意識」は、どの科目を学習しても共通して得られるはずのものであること、現地の大学における現地法と並行して学習することから必ずしも十分な時間をかけられないことを考慮すると、1) 憲法と民法が日本法の中心科目であること、2) 日本の法整備支援においても民法を中心に行われてきていること、3) 国対私人、私人対私人の関係をバランスよく学ぶ必要があることから、憲法および民法に重点を置いて学習し、そこで得られた比較法的視点を他の科目を学習する際にも応用できるような能力を身に付けさせることが望ましいと考えた。

#### (5) スクーリング

スクーリングは、3年次および4年次（モンゴルは5年次も含む）の学生を対象として実施する集中講義（2コマ×3日間程度）であり、日本から各専門分野の教員を派遣する。現地で実施している「日本法」科目で取り扱っていないテーマを中心として、現地センターで提供する教育を補完する役割を担う。

### 3. 各センターの活動

#### ✓ ウズベキスタン

タシケント国立法科大学は、司法省が直接管轄する法曹養成の単科大学で、ウズベキスタンにおける最難関の法学高等教育機関であり、これまでに、司法省をはじめとする政府高官や法曹を数多く輩出している。首都タシケントの中心部に位置し、校舎は1875年に建設された非常に歴史ある建築物を使用している。2022年度はコロナ規制の緩和に伴い、日本との交流が増えた一年となった。9月には修了生2名が金沢大学大学院に留学し、3年生2名が名古屋大学、1名が同志社大学に留学した。2023年2月には、現3年生5名が名古屋大学の短期研修プログラムに参加するために渡日し、3月には名古屋大学・名古屋経済大学の学生がウズベキスタンに渡航し、センターの学生とディベートや市内観光を行うなどの交流を行った。



日本へ留学する学生たちの送別会 (2022年9月)



短期研修プログラム@名古屋大学 (2023年2月)



タシケント郊外の山へのトレッキング (2023年2月)



名古屋大学の学生との交流 (2023年3月)



名古屋経済大学の学生との交流 (2023年3月)



## ✓ モンゴル

モンゴル国立大学は、1942年に設立された、モンゴルで最も歴史ある国立大学であり、国内最大の総合大学である。センターの日本法コースは、モンゴル国立大学法学部比較法学科の正規コースとして位置付けられており、センターでの履修科目は卒業単位として認定される。

モンゴルセンターの2022年度の授業はすべて対面授業で行われ、2022年6月の第12期生の修了式も小林弘之大使をお迎えして無事対面で行うことができた。学生たちには、コロナ禍以後久しぶりとなる対面での授業やスピーチコンテスト、大学対抗交渉コンペティションなどの活動に、今までの分を取り戻すかのように積極的に取り組む姿が見られた。



課外授業「日本料理」(2022年4月)



「日本モンゴル外交樹立50周年記念大クリルタイ」で発表した学生2人(2022年8月)



スポーツ大会(2022年5月)



学校対抗スピーチコンテスト(2022年11月)



第12期生の修了式(2022年6月)

## ✓ カンボジア

カンボジア・王立法経大学は、1949年に設立された国内で最も古い高等教育機関を前身とする。現在は、法、行政、経営経済、経済情報の4つの学部を擁し、学生数は1万人を超える。センターは、法学部及び行政学部の学生を対象に日本語・日本法教育を提供している。

カンボジア・センターは、2008年に開所し、コンスタントに修了生を輩出してきた。

2020年初頭から始まったコロナ禍の影響により、センター運営も順調とは言い難い期間もあったが、オンラインの活用等様々な取り組みを通じて、無事15年目を迎えることができた。

王立法経大学及びカンボジア・センターは、対面授業が再開されており、活気が戻りつつある。コロナ禍には学生の受入自体を中止し閑散とした年もあったが、2023年6月現在、1年生は30名と過去最高数在籍しており、日本留学に対する根強い人気と高いモチベーションを感じている。今後は、学習面はもちろんのこと、様々な活動にも積極的に取り組んでいきたい。



加田法務大臣政務官ご視察（2022年7月）



11期生修了式（12期生と）（2022年7月）



対面での書道講座（2023年2月）



日本史講義（2023年3月）



## ✓ ベトナム（ハノイ）

センターのあるハノイ法科大学では、ベトナム随一の法律専門家養成機関と位置付けられており、司法省をはじめとする政府高官、法曹を数多く輩出している。ハノイ市西部の新市街に位置し、学生数は約1万人である。

ベトナムは、他のセンターがある国と比べて、経済発展のスピードが速く、日本の企業も多く進出している。その関係で、日本の大手法律事務所もベトナムに拠点を置いており、その事務所で、日本法教育研究センターの修了生が雇用されている。

2022年ハノイセンターは日本の大学、法律事務所、企業等と連携し、多くの特別講義・学生交流の機会を持った。



ザーラム地方裁判所訪問（2022年5月）



鮎京名誉教授へのハノイ法科大学名誉博士号授与式  
（2022年6月）



K43 修了式（2022年7月）



西村あさひ法律事務所来訪（2022年10月）



法務省法務総合研究所国際協力部講義（2022年11月）

#### ✓ ベトナム（ホーチミン）

センターのあるホーチミン市法科大学は、ベトナム中南部で唯一の法律専門大学である。フランス語・英語で法律を学ぶ外国語教育に力を入れている。センターへの需要は高かったものの、2020年度を最後に名古屋大学による日本語による日本法教育の提供は終了した。ホーチミンセンターは、今後教育センターとしてではなく、研究センターとして運営されることになった。

#### ✓ ミャンマー

ヤンゴン大学は、1920年に設立されたミャンマーで最も古い国立総合大学である。2013年以前は20研究科から構成される大学院大学であったが、同年12月から学部教育を開始した。また、同年に名古屋大学との学術交流協定を締結したが、これはミャンマーの総合大学と日本の総合大学との初めての協定である。

センターは、特任教員を配置し、研究交流を中心とする活動を行っている。憲法、会社法などを中心とした研究活動を実施している。2016～2020年度は、文部科学省・世界展開力強化事業により、ヤンゴン大学からの長期留学および名古屋大学からの短期派遣を実施し、積極的に学生交流を行った。

#### ✓ ラオス

ラオス国立大学法律政治学部は、1986年に司法省の下に設置された法律学校が前身であり、1997年にラオス国立大学に編入されてその一学部となった。ラオス国立大学は、1996年に設置されたラオスで初めての総合大学である。法律政治学部には、民法、刑法、ビジネス法、政治、国際関係の5つの学科が設置されており、約2,800名の学生が在籍している。

センターは、学生に対する日本語教育を2018年12月まで実施した。また、2016～2020年度は、文部科学省・世界展開力強化事業により、ヤンゴン大学からの長期留学および名古屋大学からの短期派遣を実施し、積極的に学生交流を行った。

#### ✓ インドネシア

ガジャマダ大学は、1949年に設立されたインドネシアで最も歴史のある大学のひとつである。広大なキャンパスに18学部・25以上の研究所を有し、約2,300名の教員と約55,000名の学生が在籍している。インドネシアで最大規模の大学であり、かつ、もっとも権威ある大学である。

これまで、センターでは、ガジャマダ大学法学部および社会政治学部と協力して、国際セミナーを開催してきた。

## 4. 活動の成果

### (1) 各センターの修了者数

海外の各センターのうち教育活動を行うセンターでは、毎年10名前後の修了生を送り出している。修了生の総数は、2023年3月現在、**408**人を数える。修了者の一部は、名古屋大学をはじめ日本各地の大学に留学し、引き続き学習や研究に取り組んでいる。他の多くは、現地で政府機関や民間企業に就職し、それぞれの立場で母国の発展に力を尽くしている。

表 1 各センターの修了者数（2022年7月現在）

	ウズベキスタン	モンゴル	ベトナム (ハノイ)	カンボジア	ベトナム (ホーチミン)
2007年度	4人	—	—	—	—
2008年度	8人	—	—	—	—
2009年度	5人	—	—	—	—
2010年度	9人	—	—	—	—
2011年度	5人	7人	9人	—	—
2012年度	5人	9人	13人	8人	—
2013年度	4人	7人	9人	8人	—
2014年度	3人	8人	6人	9人	—
2015年度	4人	6人	11人	7人	6人
2016年度	4人	4人	10人	8人	7人
2017年度	2人	4人	13人	8人	6人
2018年度	3人	8人	11人	12人	6人
2019年度	5人	7人	12人	11人	7人
2020年度	2人	10人	9人	6人	5人
2021年度	6人	12人	11人	6人	—
2022年度	4人	6人	8人	5人	—
計	73人	88人	122人	88人	37人



## (2) 博士号取得者

センター設立から7年を経た2012年以降、2022年3月現在までに、以下に掲げる修士が博士号を取得した。

Umirdinov, Alisher Isoqjonovich 「天然資源に関する国際直接投資紛争における課税主権：ウズベキスタン素材として」(名古屋大学、2012年9月、博士(比較法学))。

RASULOV, Muhammadjon 「ウズベキスタン倒産法における否認権の行使に関する諸問題：日本及びロシア倒産法制度との比較を中心に」(名古屋大学、2013年9月、博士(比較法学))。

Jurabek, NEMATOV 「ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題：旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究」(名古屋大学、2014年9月、博士(比較法学))。

CHEA, Seavmey 「不当労働行為救済制度のカンボジア・日本・アメリカ比較法研究：差別的取扱判断基準を中心に」(名古屋大学、2017年9月、博士(比較法学))。

リム・リーホン 「カンボジアにおける司法の独立とアカウントビリティ：日・仏・英との比較を中心に」(名古屋大学、2018年5月、博士(比較法学))。

ガンホヤグ・ダワーニャム 「環境汚染の局面における親会社責任の法律構成：モミ日法比較考察を中心に」(名古屋大学、2019年3月、博士(比較法学))。

TRUONG, Thi Thu Hoai 「ベトナムにおける提訴時効制度の目的と構造をめぐる法的課題の検討：日欧越比較を通じて」(名古屋大学、2019年9月、博士(比較法学))。

SREANG, Sim 「労災補償と損害賠償との関係：カンボジア・アメリカ・日本の比較から」(名古屋大学、2020年10月、博士(比較法学))。

Umirov, Fakhridinovich Fitrat 「憲法保障における機能的等価物の比較憲法学的研究：日本、ウズベキスタン共和国及びソビエト社会主義共和国連邦の実践を対象に」(大阪大学、2021年3月、博士(法学))。

Battulga, Dulguun 「モンゴルにおける不利益処分手続の生成と展開：2015年行政一般法を画期とした転回と歴史的遺産」(大阪大学、2021年3月、博士(法学))。

SOMRATANA 「自動車事故責任についての実践的な制度設計の試み：カンボジアと日本との比較検討をふまえて」(神戸大学、2021年3月、博士(法学))。

バートル、ノムン 「整理解雇に関する日蒙比較法研究」(名古屋大学、2022年10月、博士(比較法学))。

CHINKET, Metta 「カンボジアにおける行政紛争処理制度の研究」(名古屋大学、2022年10月、博士(比較法学))。

EAN, Chhorida 「弁護士の職業的アイデンティティの研究：カンボジア弁護士を中心に」

(名古屋大学、2023年2月、博士(比較法学))

(以上、各大学のレポジトリより。)

奨学金について

日本法教育研究センターの修了生のうち、日本国内に留学している者は、日本政府(文部科学省)奨学金の他、次の民間の奨学金の枠を活用している。

- ・じゅうろくアジア留学生奨学金.....2人/年
- ・ロータリー米山記念奨学金.....1人/年
- ・マブチ国際育英財団奨学金.....3人/年
- ・Nagashima Ohno & Tsunematsu ベトナム留学生奨学金.....1人/年
- ・ウズベキスタン留学生奨学金.....1人/年

(3) 日本語能力試験合格者

日本語能力試験は、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定することを目的とする試験である。世界最大規模の日本語の試験であり、例年、第1回(7月)・第2回(12月)の2回の試験が行われるが、コロナにより実施されなかった回が多くあった。センターでは、日本語で日本法を学ぶために必要な能力の一つとしてN1またはN2の認定を受けることを奨励している。

表2 N1・N2認定者

	ウズベキスタン	モンゴル	ベトナム (ハノイ)	カンボジア
2022年第1回 試験(7月)	N1 0人 N2 4人	N1 0人 N2 12人	N1 0人 N2 8人	N1 2人 N2 2人
2022年第2回 試験(12月)	N1 0人 N2 0人	N1 0人 N2 2人	N1 1人 N2 9人	N1 0人 N2 1人

合格者数はセンター在籍者のみを対象にしており、修了者を含まない。

表3 参考：N1・N2認定の目安および認定率等

N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。 <b>読む</b> ・幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 ・さまざまな話題の内容に深みのある読み物ものを読んで、話の流れや詳細な表現意図
----	---

	<p>を理解することができる。</p> <p><b>聞く</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。</li> <li>◆2019年7月：受験者数 116,860 人、認定者数 34,235 人（認定率 29.3%）</li> <li>◆2019年12月：受験者数 127,828 人、認定者数 39,312 人（認定率 30.8%）</li> </ul>
N2	<p>日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。</p> <p><b>読む</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。</li> <li>一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。</li> </ul> <p><b>聞く</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。</li> <li>◆2019年7月：受験者数 164,434 人、認定者数 59,160 人（認定率 36.0%）</li> <li>◆2019年12月：受験者数 178,040 人、認定者数 63,810 人（認定率 35.8%）</li> </ul>

（日本語能力試験公式ウェブサイト [<http://www.jlpt.jp/index.html>] より）

#### (4) 受賞歴等

##### ● 日本語スピーチコンテスト等入賞者

各センターが位置する国・都市では、さまざまな主体により日本語によるスピーチコンテスト、弁論大会等の企画が開催されており、センターの学生もこれらの企画に積極的に参加している。

<b>(モンゴル)</b>	
◆日本モンゴル外交関係樹立 50 周年記念・2022「新潟賞」日本語スピーチコンテスト（新潟県国際交流協会主催、2021年9月17日）	最優秀賞
◆第2回日本語読書感想文コンクール（小説・物語部門）（広島大学モンゴル研究センター主催、2022年9月21日）	優秀賞
◆大学対抗スピーチコンテスト（在モンゴル日本国大使館主催、2022年11月19日）	優勝 第3位
◆第9回日本語スピーチコンテスト（モンゴル日本青年交流支援センター主催、2023年3月4日）	優勝 特別賞
<b>(ベトナム（ハノイ）)</b>	
◆第8回法政大学スピーチコンテスト（法政大学主催、2022年11月26日）	本選4位

(カンボジア)	
❖ 第 24 回日本語スピーチコンテスト<渡航経験なし部門> (王立プノンペン 大学外国語学部日本語学科=カンボジア日本人材開発センター=在カンボジア 日本国大使館共催、2022 年 5 月 22 日)	2 位 3 位

● その他

(ベトナム (ハノイ))	
❖ 令和 4 年度外務大臣表彰 (伝達式は、2023 年 5 月 30 日)	

(5) 研究・広報活動

以下では、①日本法教育研究センターの活動を紹介する論稿、②各センターの現・元教員等の関係者が執筆したものであって、センターでの活動あるいはその位置する国の法制度を考察の対象とする論稿、を紹介する。

ISMATOV Aziz, “Legal and Policy Framework on Green Energy in Uzbekistan: with a focus on the Electric Vehicle” in Jun-Won Hyon et. al. (ed.) *Legal and Policy Framework of Future Green Energy in Asia: with a focus on hydrogen and electric vehicles*, Korean Legal Research Institute & Asian Legal Information Network (2022) pp. 63-86.

——“Die Verfassung und die Menschenrechte in Uzbekistan: Eine unvereinbare Symbiose von Doctrinen und vorsichtige Versuche der Hinwendung zu volkerrechtlichen Erfahrungen [ウズベキスタンにおける憲法と人権：矛盾する教義の共存と国際法スタンダードへの慎重な試み]” *Jahrbuch des osteuropäischen Rechts* [東欧法年報] Vol. 66, December 2022, pp. 335-356.

ISMATOV Aziz & OBATA Kaoru etc. (Ed.), *Dynamics of Contemporary Constitutionalism in Eurasia: Local Legacies and Global Trends*, Berliner Wissenschafts-V, Berlin, 2022.

村上正子「CALE20年の歩みと今後の展望」ICD News No. 93 (2022年12月) 1-9頁。

PHAN Thi Lan Huong, “Promoting effectiveness of technical support of the UN agencies in legislation in Vietnam” in *Vietnamese Journal of Law Review*, Hanoi Law University, June 2022.

—— “Eliminating violence against women towards gender equality in Vietnam” (co-author Vu Phuong Ly); *VNUHCM Journal of Economic, Business, and Law*, August 2022.

—— “Promoting access to justice for victims of sexual violence in Vietnam”, *Journal of Human Rights Practice*, Oxford University Press, December 2022.

—— “Legal Framework on the management of foreign workers in Vietnam”, Keio Law Journal  
No.49, March 2023.

佐藤史人「解題に代えて :2020 年憲法改革とロシア「立憲主義」の位相」法律時報 94(11)  
(2022 年 10 月) 83-86 頁。



# 日本法教育研究センター・コンソーシアム規約

2017年5月22日採択（発起人団体代表者会議）

## 第1章 総則

**第1条**（名称）本コンソーシアムは、「日本法教育研究センター・コンソーシアム」（略称「CJL コンソ」）と称する。

**第2条**（目的）本コンソーシアムは、法学の研究・教育分野におけるアジアを舞台とした国際交流を促進するために、名古屋大学大学院法学研究科および同法政国際教育協力研究センター（以下、CALE という）が運営する日本法教育研究センターの事業に参画することを目的とする。

2 本コンソーシアムは、名古屋大学大学院法学研究科が定める「日本法教育研究センター・ミッションポリシー」（別添）を承認する。名古屋大学大学院法学研究科は、同ミッションポリシーを修正する場合には、本コンソーシアムと十分な協議を尽くさなければならない。

3 本コンソーシアムは、前項にいうミッションポリシーに基づく日本法教育研究センターの事業に貢献する。

**第3条**（事業）本コンソーシアムは、次の事業を行う。

- ①日本法教育研究センターの運営方針についての、名古屋大学大学院法学研究科およびCALEとの協議
- ②日本法教育研究センターおよびそのネットワークを利用した教育（学生募集を含む）・研究事業の調整
- ③日本法教育研究センターの経験を生かした、アジア諸国における日本法の教育方法（教材を含む）開発
- ④その他本コンソーシアムの目的に合致する教育・研究支援関連事業

## 第2章 構成員およびオブザーバー

**第4条**（構成員）本コンソーシアムの目的に賛同し、規約を承認する団体および個人は、理事会および総会の

承認を得て、次の各号の 카테고리 別に、本コンソーシアムの構成員となることができる。

①団体正会員：日本国内の大学の部局、ただし、理事会の提案により総会が承認することを条件として、大学の規模その他の事情により、大学を単位とする加入を妨げない。

②個人正会員：日本法教育研究センターの活動に専門的関心を有する研究者・実務家

③協賛会員：日本法教育研究センターの活動を支援しようとする団体（①を除き、法人格の有無にかかわらず）および個人（①の構成員および②を除く）

2 団体正会員（その個人構成員を含む）および個人正会員は、日本法教育研究センターのミッションポリシーに従い、かつその健全な運営を害しない限りで、日本法教育研究センターの施設やサービスを優先的に利用することができる。

3 団体正会員は、本コンソーシアムにおいて、すべて平等に取り扱われる。本コンソーシアムは、団体正会員の個人構成員と、個人正会員との平等な取扱いを確保するよう努める。本項の規定は、本規約で定める年会費および年会費額に応じた総会での票数の規定の適用を妨げない。

4 1項各号の構成員は、本規約に定める年会費を納入しなければならない。

**第5条**（オブザーバー団体）理事会は、国または地方公共団体の機関のように、その性格により団体正会員または団体協賛会員となることが適切でない団体を、本コンソーシアムに対する恒常的な助言を求めため、オブザーバー団体となるよう招請することができる。

2 前項の招請を受けた団体は、その受諾によりオブザーバー団体となる。

**第6条** (脱退) 本コンソーシアムの構成員は、事務局にその旨を通知することにより、本コンソーシアムから脱退することができる。ただし、脱退通知の到達日の属する会計年度の年会費は支払わなければならない。

### 第3章 役員および機関

**第7条** (役員・顧問) 本コンソーシアムに、次の役員をおき、団体正会員の個人構成員および個人正会員のなかから、総会において選任する。

- ①会長： 1名 (本コンソーシアムを代表する)
- ②事務局長： 1名 (本コンソーシアムの事務を統括する)
- ③理事： 5名程度
- ④監事： 2名 (本コンソーシアムの財産および業務の執行を監査する)

2 前項の役員の任期は、選任された定期総会から次年度の定期総会までとする。役員が任期途中で辞任または資格を喪失したときは、当該役員の所属する団体正会員は、後任者を指名することができる。その者は、理事会の承認を条件として、残任期間、当該役員の役職を務めるものとする。

3 本コンソーシアムに若干名の顧問をおくことができる。顧問は、団体正会員の個人構成員または個人正会員から、理事会の推薦に基づき、総会において選任される。

**第8条** (総会の構成・議決) 本コンソーシアムの意思決定機関として、総会をおく。総会は、少なくとも年1回開催される。総会においては、団体正会員および団体協賛会員は、それぞれが指定する代表者により代表される。

2 総会は、次の各号の要件のいずれをも満たすことで成立する。出席には委任状によるものも含む。

- ①団体正会員の過半数が出席すること
- ②合計して、総会における票数の半数を超える団体

正会員および個人正会員が出席すること

3 協賛会員は、総会に出席し、発言することができるが、議決権を有しない。

4 議決にあたっては、可能な限り広範な合意を確保するよう協議を尽くしたのちにのみ票決に付することができる。

5 票決の場合には、次の各号のいずれをも満たすことにより、総会の議決として成立する。

- ①出席団体正会員の総票数の過半数の賛成
- ②出席正会員の総票数の過半数の賛成

6 第14条4項の規定の適用を害することなく、団体正会員は、総会の議決に際して、各6票を行使することができる。個人正会員は、各1票を行使することができる。

**第9条** (総会の権限) 次の各号については、総会の議決を要する。

- ①本規約の採択および改正
- ②入会の承認。ただし、理事会による承認をもって直ちに構成員としての地位が発生し、総会の承認が得られない場合には、遡及的に入会が取り消されるものとする。
- ③役員・顧問の選任
- ④活動方針の決定
- ⑤予算および決算の承認
- ⑥本コンソーシアムの解散
- ⑦その他本規約により総会の議決事項とされている事項

**第10条** (理事会) 本コンソーシアムの会務執行機関として理事会をおき、会長、事務局長、理事により構成する。監事は理事会に陪席することができる。

**第11条** (専門作業部会) 理事会は、本コンソーシアムの専門的事業のために、専門作業部会を設けることができる。

**第12条** (事務局) 本コンソーシアムの事務局を、CALEにおく。事務局は、理事会および監事の監督の下、事務局長の責任において日常的な会務の調整を行う。



#### 第4章 財政

**第13条** (財政の原則) 本コンソーシアムの財政は、会費、寄付金、補助金その他の本コンソーシアムの目的に合致する収入でまかなう。

2 本コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

**第14条** (年会費) 本コンソーシアムの年会費を次の各号のように定める。

①団体正会員 3万円

②個人正会員 5,000円

③協賛会員 団体1口3万円、個人1口1,000円

2 前項①号の規定にかかわらず、一つの大学で複数の部局が団体正会員となっている場合は、それらの団体正会員の年会費を、大学単位で3万円を限度として、減額することができる。

3 前項の規定の適用および減額された年会費の決定は、理事会の提案に基づき、総会の議決による。

4 前2項の規定により、3万円未満の年会費が定められた団体正会員は、総会においてその年会費額5,000円ごとに1票を有するものとする。

**第15条** (正会員会費の使途の限定) 本コンソーシアムの団体正会員および個人正会員の年会費収入は、日本法教育研究センターのランニングコスト(特任教員の人件費を含む)に支出してはならない。

#### 第5章 雑則

**第16条** (最初の事業年度) 本コンソーシアムの最初の事業年度を、2017年4月1日から始まる1年と定める。

**第17条** (効力発生) 本規約は、第1回総会における採択によって、遡って効力を発生する。

**第18条** (経過規定) 第1回総会において役員が選出されるまでの間、本コンソーシアムの発起人団体の代表で構成する会議体が、本規約の規定に従って理事会の職務を遂行する。

#### (別添) 日本法教育研究センター・ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。



## 団体協賛会員

判例収録数**33**万件突破!!

# TKCローライブラリー

無料トライアルのお申込みはこちらから  
[www.tkc.jp/law/lawlibrary](http://www.tkc.jp/law/lawlibrary)

誕生から35年超の信頼と安心、判例・法令・文献・法律雑誌を統合した日本最大級の法律情報データベース  
 60を超えるコンテンツ群、260万件以上の法情報を収録し、有用な法律情報を効果的に収集できる最適なツールです。

### TKCローライブラリーのコンテンツ構成



#### 判例 LEX/DBインターネット

- 日本最大級の判例収録数33万件超
- 141誌掲載・独自収集の重要判例等を日次更新により早期収録

#### 法令 Super法令Web

- 法務省責任編集「現行日本法規」に基づく信頼の法令データベース
- 過去改正履歴標準搭載:152の重要法令は施行時からの閲覧可能

#### 文献 法律文献総合INDEX

- 100万件超の法律関連文献情報を網羅的に収録
- 「法律時報」文献情報(創刊号昭和4年以降)とTKC独自収集情報収録

#### 法律雑誌 独自コンテンツ多数提供、収録を拡大中

- 主要法律雑誌「判例タイムズ」「ジュリスト」「法律時報」等収録
- 各分野の専門コンテンツも充実!

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| ● ビジネス関連 | ● 旬刊商事法務(商事法務研究会)・ビジネス法務(中央経済社)等 |
| ● 労働関連   | ● 季刊労働法/労働法EX+(労働開発研究会)等         |
| ● 刑事関連   | ● 季刊刑事弁護/刑事事件量刑データベース(現代人文社)等    |
| ● 交通事故関連 | ● 交通事故民事裁判例集Web(ぎょうせい)等          |

お問い合わせ先 **株式会社TKC** 東京本社 リーガルデータベース営業本部

〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル2階 E-mail:lexcenter@tkc.co.jp フリーダイヤル:0120-114-094(土・日・祝日を除く9:00~17:00)



# TMI 総合法律事務所

 <p>www.yabashi.co.jp YABASHI HOLDINGS CO., LTD.</p> <p>人を知る。人間を探求する。 Understanding People. Exploring Humankind</p> <p>矢橋グループは、国内10社 海外7社からなる「人間探求」企業です。</p> <p><b>矢橋ホールディングス株式会社</b> YABASHI 〒503-2213 岐阜県大垣市赤坂町226 TEL.0584-71-0820</p>	 <p>日本評論社</p> <p>これから、社会と向きあおう。 <b>100<sup>th</sup></b></p>	 <p>RILAP Research Institute for Law and the Asia-Pacific Region</p>
	 <p>判例時報</p>	 <p>21世紀の 知的創造に貢献する</p> <p><b>有斐閣</b> since 1877</p> <p>〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17 https://www.yuhikaku.co.jp</p>
	 <p>法律学の未来を 一冊一冊に</p> <p><b>Shinzansha Publisher</b></p> <p><b>信山社</b></p>	 <p><b>十六銀行</b></p>
	 <p>大江橋法律事務所 OH-EBASHI</p>	 <p><b>KAYAMA</b></p>

日本法教育研究センター・コンソーシアム年報・  
2022 年度

発行元 日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局

名古屋大学法政国際教育協力研究センター内  
日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局  
464-8601 名古屋市千種区不老町  
Tel: 052-789-2325/ 4263 Fax: 052-789-4902  
E-mail: cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp  
<https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

発行日 2024 年 3 月

※ 本誌の一部を引用する場合は、出典を明記して下さい。





